

日程第12. 報告第10号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

○議長 宮城清政君 日程第12. 報告第10号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第10号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記
1. 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について。2. 専決処分した理由 法律上、町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項。

専決処分については、11月15日に行っております。1. 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について。2. 相手方 記載のとおりであります。3. 事故の概要 平成28年9月2日（金）14時20分頃、南風原町字喜屋武281番地翔南幼稚園駐車場内において、給食配送車の方向転換をするためバックしたところ、誤って相手方駐車車両の右側前方かと給食配送車の右側後方かどが接触してしまい、当該車両を損傷させております。4. 損害賠償額 8万8,280円。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 報告第10号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について概要を説明いたします。9月2日14時20分頃、翔南幼稚園駐車場内において、給食配送車を給食室向けにバックで方向転換しようとした際に、運転手と誘導者が注意を怠り、駐車中の相手方車両と接触したことによるものです。事故には責任割合がありますが、駐車中の車両に接触していることから100パーセント当方の公用車に責任があるとの判断であり、修理費6万5,600円、代車費2万2,680円、合計8万8,280円の損害賠償額となります。また、この支払いについては、全額保険による支払いとなり、人的な被害はありませんでした。以上で概要説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 ただいまの報告について質疑がございましたら質疑を許します。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 1つだけ教えてください。事故発生を警察に報告するものとして教育委員会は報告をしています。総務部長のところは報告しない。その報告する条件と云いますか、何かありますか。当然保険から下りることは分かっていますが、警察に証明をもらわなくてもそういう手続きが可能なのか。先ほど言いましたように、警察に報告する

条件というのがあるのか。片一方はやって片一方はやらないということですから、何かそういう条件があるのか教えてください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 事故の場合については、すべて保険適用となることから、すべて与那原警察署へ報告をして手続きを取っております。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前10時46分）

再開（午前10時46分）

○議長 宮城清政君 再開します。総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 すべて警察から事故報告書をいただいて保険を請求する手続きとなっています。以上です。

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前10時47分）

再開（午前10時48分）

○議長 宮城清政君 再開します。総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 先ほどの答弁について修正をいたします。資料にありますとおり、警察へ届出がある場合とない場合がございます。ない場合においては、事故の程度が軽微でありお互い示談が成立している場合は、警察に届けずお互いの連絡先などを交換するなどをしてその内容の旨を保険会社へ請求して手続きを行っております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 分かりました。こういう事故の場合、保険会社へ請求をするとき、警察からの事故証明があつてはじめて請求ができるかと思います。そういうものがなくても皆さんが加入しているそこは町が申請すればできるということなのか。事故によっても違うかと思いますが、運転者の免許には点数があるのでしょうか。そういった引っ掛かりがあつて報告しないということもあり得るのか。いずれにしても、警察署に報告しなくてもできる条件というものを皆さん方は持っておられるのか。どこまでは報告しない、どういったときは報告する。そして、今言ったように全国町村会の保険手続き関係は大丈夫な

のか、もう少し教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。先ほど総務課長からあったように、ケースバイケースで対応しているのが事実でございます。この地域の場合は地域の皆さんに貸出をしていますので、例えば公民館の広場で作業に参加していた字民の方と運転手も字の方で、接触してそれを報告して町村会の保険で対応するということで、確かに町村会の事故報告書で対応して、必ずしも警察の事故報告書が必要ということではないです。場合によっては、作業中の物損などといったケースもあって、それも報告によって適用されるということでございます。議員ご質問の、このレベルは届けるとかそういったことではございません。たぶん駐車場内でも双方がこれは警察に届ける必要があるとか、もちろん公衆道路で通行中等でありましたら道路交通法にもかかりますので警察への報告になると思います。明確な報告基準が引かれていないというのが事実でございます。

○議長 宮城清政君 他に。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 翔南小学校での事故についてちょっと教えてください。私も翔南小学校の給食配送車が出入りする所、それから南星中学の所を調査してみましたけれども、どうも翔南幼稚園は一般駐車場とくっ付いている所なのですよ。そこで給食配送車が容易に方向転換できる十分なスペースがあるかどうかちょっと疑問なのですね。前進で入ってきて、そこはターンができませんでどうしてもバックするわけですから、そのとき確かにそこに一般車両の駐車禁止はふられているのですが、もう少しスペースが欲しいというのが私の感想ですがどうですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 答えします。翔南幼稚園の駐車場につきましては、このときは注意が足りずに接触してしまいましたが、普段なら転回する十分なスペースは確保されていると考えております。

○議長 宮城清政君 他に。1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 確認ですけれども、給食配送車でバックとなっていますが、普通は助手席に1人いますよね。その人が降りて誘導するというような措置はされていなかったのですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 議員おっしゃるとおり、助手席に1人いまして、その職員は降りて誘導していましたが、その連携がうまくいかずに接触事故を起こしたということとなっています。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 誘導していながらも事故が起きるということは、この誘導する人が慣れていないのか。誘導していて事故を起こすということは、とんでもない話だと思っておきまして、そのへんはもっと教育を徹底すべきではありませんか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 おっしゃるとおり、本来あってはいけない接触事故でありまして、今後も安全運転に努めるよう指導してまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前10時55分）

再開（午前10時58分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第10号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告については、これをもって終了します。